

大郷町住宅リフォーム助成事業のご案内

- ・居住環境の向上並びに空き家等の有効活用による移住・定住を促進し、町内住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図るため、大郷町内にある住宅改修工事費の一部を助成するものです。ただし、1住宅で1度のみ助成となります。

対象者

- (1) 町内に住宅を所有し、その住宅に引き続き居住するためにリフォームする方。
 - (2) 町内に居住している方が町内の空き家等を購入または賃借して居住のためにリフォームし、転居を予定している方。
 - (3) 町外に居住している方が町内の空き家等を購入または賃借して居住のためにリフォームし、住民登録後に5年以上居住する意思のある方。(住民登録後2年以内に申請した方)
- ※上記(1)及び(2)は町税や負担金等を完納していること(世帯全員)
※上記(2)及び(3)は大郷町空き家バンクに利用希望者登録していること

対象となる工事

- ・申請のあった日の属する年度の2月末までに完了する工事で、町内の業者(法人、個人)に依頼する次の工事。詳しくはお問合わせください。
- (1) 基礎、土台、柱の修繕・補強工事
- (2) 外壁、屋根、内壁、天井、床、庇、樋の設置・修繕工事
- (3) 塗装工事
- (4) 給排水、換気、電気、ガス、通信等の設備工事(住宅建物外部は対象外)
- (5) 間取りの変更、増築等の模様替え工事
- (6) 玄関、居室、台所、洗面所、浴室、便所を改良する工事
- (7) 建具の取付等の工事

対象外の工事

- ・国や県、町などから工事資金に対する補助金等を受けている工事
- ・造り付け以外の家具、家電製品及び備品等の設置のみを行う工事
- ・建物の解体及び除去のみを行う工事
- ・外構工事
- ・住宅の改修工事に係る費用が5万円に満たない工事

助成金について

- ・対象となる工事に係る改修費(消費税抜き)の5分の1に相当する額で、交付対象者により次のとおりとなります。(千円未満の端数は切り捨て)
- ① 町内居住者の持ち家リフォーム 助成限度額10万円
- ② 町内居住者が空き家等を購入または賃借して実施するリフォーム 限度額10万円
- ③ ①及び②で18歳未満の扶養親族が同居する場合 限度額30万円
- ④ 町外居住者が空き家等を購入または賃借して実施するリフォーム 限度額50万円

申請について

【申請書類】

- ・申請書(様式第1号)※工事着工2週間前に提出
添付書類:住民票の写し(要件によって同居人分)、住宅の位置図、改修工事業者の見積書(事業者の押印があるもの)、改修箇所と改修内容を示す図面等、改修箇所の写真、リフォーム物件の所有権または賃貸借権を確認できる書類、町税の完納を証明できる書類(世帯全員)

【申請受付期間、時間】

- ・各年度4月1日より受付し、書類等の審査後、予算内で先着順に交付決定します。
- ・午前8時30分より午後5時15分 平日のみ

【申請受付窓口及び申請方法】

- ・まちづくり推進課に直接提出してください。申請書類に不備等があるときは受理できません。

工事完了後について

- ・完了届（様式第 6 号）、工事代金領収書の写し、工事施工箇所の写真（着工前と同じ箇所）を交付決定通知書の写しを完成後 30 日以内に提出してください。

改修箇所と改修内容を示す図面等について

【図面】

図面は、リフォーム箇所の確認に使用します。

リフォームの内容によって、内装の場合は間取図、壁面塗装の場合は立面図等を準備してください（建築時図面の写し、手書きでも可）。

また、リフォーム箇所と内容が分かるように、加筆・色づけなどをして提出してください。

※併用住宅の場合、リフォームの内容によっては、店舗・住宅それぞれの床面積が分かる建築時等の図面が必要になります。

【写真】

- (1) 全ての工事予定箇所の写真を提出してください。

例：壁面塗装の場合、全ての面が写真で確認できるように撮影してください。

→隣が接近している場合などは、正面からの撮影でなくても可。

例：部屋のクロス、床の張替えを行う場合は、天井、壁（4面）、床が確認できるように撮影してください。

→天井、壁、床ごとに撮影する必要はありません。

可能であれば、離れた位置から撮影し、少ない枚数にまとめても結構です。

※施工前に撮影できない屋根等については、報告時に施工前写真を提出していただきます。受付時にご相談ください（離れて撮影できる場合などは、受付時に提出をお願いします）。

- (2) 写真サイズの場合は、A4 用紙にのり付け等をして提出してください。

なお、写真と図面で説明をお願いしますので、リフォームの場所ごとに順番にし、余白にリフォームの箇所と内容が分かるように加筆してください。

重要：注意

完了報告時には、助成対象工事実施中及び完了後の全ての施工箇所の写真が必要になります。

手続きの流れ

- (1) 必要な書類を添えてまちづくり推進課定住促進係へ申請
※工事着工 2 週間前に提出が必要です。
- (2) 審査（書類及び現地）
- (3) 交付決定通知書の送付
- (4) 工事着工
- (5) 工事完了
- (6) 工事完了届の提出
- (7) 審査（書類及び現地）
- (8) 請求書の提出
- (9) 助成金交付

お問い合わせ先

大郷町まちづくり推進課定住促進係

大郷町粕川字西長崎 5-8 TEL022-359-5537 FAX022-359-3287